

小中学校の接続・連携に関する調査研究委員会設置要綱

(平成29年6月22日教育長決裁)

(設置)

第1条 小中一貫教育の可能性も視野に入れながら、本市の小中学校の接続・連携の在り方について調査研究を行うため、小中学校の接続・連携に関する調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小学校、中学校、及び家庭、地域が一体となって本市の児童生徒の学力向上や健全育成のため、校種間の接続・連携に関する事項を調査・検討し、協議を行い、その教育長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は学識経験者及び小中学校長、市 PTA 協議会関係者、学校支援地域本部関係者、その他特に必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。
2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育局学校教育部学びの連携推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。